



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 最低賃金が決まりました。今年のUPは我が社には大変な額ですが、何とか最低賃金以上には支払いたいと思います。月給の場合など計算方法が分からないので教えてください。

A 今年の最低賃金は過去最大の上げ幅に決まりましたね。中央最低賃金審議会では30～31円と目安が示されましたが、地方審議会では22道県で、「目安越え」の最低賃金が決まりました。それでも欧米にはまだ見劣りしています。

さて、最低賃金は時間給で示されていますのでパートなどの時間給で払っている場合はわかりやすいのですが、月給や歩合給などの場合の計算方法に不安を持っている方が多いようです。最低賃金額以上かどうかを確認しましょう。

そもそも、最低賃金の計算では、通勤手当、割増賃金（時間外・深夜・休日労働）、皆勤手当、家族手当、賞与、臨時に支払われる賃金は除外する必要があります。時間外などの割増賃金計算から除外できる手当とは少し異なるので、注意が必要です。

本給、職能給、〇〇手当など、名称は様々でも、実態として上記に該当しないものは、最低賃金の計算に加えても良いです。

※仮に最低賃金1,000円とします。

【月給制の場合】

基本給	150,000円
職務手当	20,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
総支給額	210,000円

労働時間/日 8時間

年間労働日数 250日

①通勤手当と時間外手当は除外されますので
 $210,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 170,000円$

②この金額を時間給に換算します
 $(170,000円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 8時間)$

$= 1,020円 > 1,000円$

となり、**最低賃金額以上**になります。

【日給制と月給制が混じっている場合】

基本給(日給) 6,400円/日 労働日数 20日

職務手当 25,000円/月

通勤手当 5,000円/月

総支給額 163,000円

労働時間/日 8時間

年間労働日数 250日

①月額の手当合計 30,000円から最低賃金の対象としない通勤手当を除きます。

$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$

②基本給(日給)と手当(月給)をそれぞれ時間給に換算し、合計します。

基本給の時間換算

$6,400円 \div 8時間/日 = 800円/時間$

月額の手当の時間換算

$(25,000円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 8時間) = 150円/時間$

$800円 + 150円 = 950円 < 1,000円$

となり、**最低賃金額を下回る**ことになります。

【完全歩合制の場合】

歩合給 210,000円

時間外手当 7,875円

$(210,000円 \div 200時間 \times 0.25 \times 30時間)$

深夜割増賃金 3,938円

$(210,000円 \div 200時間 \times 0.25 \times 15時間)$

総支給額 221,813円

月間総労働時間 200時間 所定労働時間 170時間

時間外労働 30時間 深夜労働時間 15時間

①総支給額から最低賃金の対象としない賃金を除きます

$221,813円 - (7,875円 + 3,938円) = 210,000円$

②この金額を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較すると

$210,000円 \div 200時間 = 1,050円 > 1,000円$

となり、**最低賃金額以上**になります。

さあ、御社の給与も試しに計算してみませんか？

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980